

(7) 寄 附 の 内 訳										寄附者の区分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名 (団体にあつては、その名称)		金 額						年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所 の所在地)	職業(団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考		
A村 A夫				1	0	0	0	0	R6. 4. 27	小豆郡土庄町×××2079-5	C町議会議員		
〃					1	0	0	0	R6. 5. 17	〃	〃		
(小 計)				1	0	1	0	0					
B山 B武				7	0	0	0	0	R6. 1. 1～ R6. 12. 31	小豆郡小豆島町××2519-2	D(株)取締役	事務所の無償貸与□□㎡ を1年間	
同一の者から、2回以上の寄附を受けた場合には、記入例の「A村 A夫」のように、続けて記入します。その場合、1回の寄附金額が5万円以下であっても、年間合計額が5万円を超えていれば、そのすべての寄附について詳細を記入します。													
事務所、労務、物品などの無償提供を受けた場合は、「寄附」に該当する可能性があります。「寄附」に該当する場合は、時価に見積もった金額を収入に計上し、備考欄に「事務所の無償提供」などと記載してください。さらに経理上の処理として同額を「その他の経費」として支出に計上し、支出の目的欄には「金銭以外のものによる寄附相当分」と記載してください。													
この頁の小計				1	7	1	0	0					
その他の寄附				4	9	0	0	0					
合 計				5	0	7	1	0					
個人の政治献金に対する課税上の優遇措置の適用を受ける政治団体にあつては、ここに寄附の明細の記載がないと寄附金控除は受けられないのでご注意ください。										個人の政治献金に対する課税上の優遇措置の適用を受ける政治団体にあつては、ここに寄附の明細の記載がないと寄附金控除は受けられないのでご注意ください。			
寄附者の区分ごとに、(その2)(7)個人からの寄附、(4)法人その他の団体からの寄附又は(9)政治団体からの寄附に一致します。													

- 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。
- 2 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
- 3 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「**特**甲野太郎」というように記載すること。また、遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
- 4 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
- 5 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳										寄附者の区分	政治団体				
寄 附 者 の 氏 名 (団体にあつては、その名称)		金 額								年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考		
A 政治研究会					1	0	0	0	0	0	0	R6. 10. 28	観音寺市△△町 7-3-18	A 西 A 夫	
こ の 頁 の 小 計					1	0	0	0	0	0	0				
そ の 他 の 寄 附											0				
合 計					1	0	0	0	0	0	0				

個人の政治献金に対する課税上の優遇措置の適用を受ける政治団体にあつては、ここに寄附の明細の記載がないと寄附金控除は受けられないので注意すること

寄附者の区分ごとに、(その2) (7) 個人からの寄附、(イ) 法人その他の団体からの寄附又は(ウ) 政治団体からの寄附に一致します。

- 1 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。)、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社(法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。)であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告しても差し支えないものであること。
- 2 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
- 3 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊟甲野太郎」というように記載すること。また、遺贈によつてする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。
- 4 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
- 5 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。